

第9回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年4月26日（木）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

第9回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年4月26日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、三田浩司、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、菅沼つとむ

欠席の委員：会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、真鍋よしゆき

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美、主事 伊藤嘉紀、主事 村石有香

午後 2 時56分開会

事務局 皆さん、こんにちは。ただいまより、第 9 回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、本日は穴戸職務代理と山崎義清委員、佐藤満秀委員、真鍋よしゆき委員の 4 名が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次は、本日の署名委員でございますが、菅沼つとむ委員と橋本隆男委員、よろしく願います。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

(1)の第 1 号議案が今日はございます。農地法第 3 条に基づく許可申請についてを 1 件上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧くださいと思います。第 1 号議案農地法第 3 条に基づく許可申請について、本日許可のご審議を皆様をお願いしたいというところでございます。

ページNo.19、農地法(抜粋)をお開きいただければと思います。まず、農地法第 3 条の許可申請につきましての流れを簡単に申し上げますと、農地を農地として所有権の移転、賃借権等の権利を設定、移転する場合ということが挙げられます。昨年11月に総会にてご審議いただいたところではございますけれども、まずはこちらの根拠法令について説明させていただいた上で、引き続きご審議をよろしくお願いいたします。

まず、農地法(抜粋)の下線部を読ませていただきます。農地法第 3 条第 1 項、農地または採草放牧地について所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転する場合には、政令 これは後ほど触れさせていただきます農地法施行令のことです。で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。つまり、農業委員の皆様にご審議いただいて許可を受けなければならないということが、まず農地法第 3 条の条文に掲げてあります。

そちらをもとに、次の 20 ページをご覧くださいと思います。下線部の真ん中辺の 2 をご覧くださいと思います。こちらは第 2 項とご理解いただければと思います。第 2

項、前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可することができませんと書いてあります。その許可することができない部分につきましては、その下の下線部の一から五、また、次の21ページにおいて六及び七ということで、第1号から第7号までの記載があります。こちらの記載がある場合については許可することができないということでございますけれども、この一から七については後ほど、詳細について説明させていただきます。

続けて、今度は次の22ページをご覧くださいと思います。農地法施行令（抜粋）及び農地法施行規則（抜粋）に書かれておりますけれども、この部分については、今回該当となります申請の取扱いについて説明しているところがございますので、ご承知いただければと思います。

まず、農地法施行令（抜粋）の下線部、第1条、農地法第3条第1項の許可を受けようとする者は、農林水産省令　これは後ほど触れさせていただきます農地法施行規則のことでございます　の定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。申請書については、提出されたものがありますので、後ほどご説明させていただきます。

また、農地法施行規則（抜粋）について取り上げさせていただきますと、下線部の第10条、農地法施行令第1条の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。第2号をご覧くださいと思います。その申請に係る権利の設定または移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解もしくは請求の認諾があり、民事調停法により調停が成立し、または家事事件手続法により審判が確定し、もしくは調停が成立した場合においては連署しなくていいということが書いてあります。つまり、これから触れさせていただきますけれども、農地法第3条においては譲り渡し、譲り受けという部分について各々記載する項目がありますけれども、どちらか一方が署名すればいいということがこちらの条文に書いてあります。

また、その補足説明として、その下の第2項に書いてあるところを触れさせていただきますと、今申し上げた農地法施行令第1条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付することになっており、第9号、前項ただし書きに掲げる場合、規定により連署しないで申請書を提出する場合には、同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すればいい。つまり、書面を添付する代わりに申請書を提出するにあたっては、署名を片方さえすればいいですよということがここに掲げてあるとご理解いただければ

ばと思います。こちらをもとに、今日、皆様にご審議いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続けて、一番最後の大きいA3判の表をお開きいただければと思います。先程申し上げました第1号から第7号の項目が要約されております。後ほど、調査いただきました永井委員からの報告資料ともなります、農地法第3条の規定による許可申請の調査書の表の見方について説明させていただきます。まず、左の項目から申し上げますと、農地法第3条第2項とあるところの中で、その右側の号という部分の欄においては、第1号から第7号までの欄がございます。その右側に要件、内容という項目がありますけれども、こちらにおいては、20ページにある農地法第3条第2項の第1号から第7号の条文をまとめたものとご理解いただければと思います。その右側の項目に該当の有無という欄がありますけれども、「以下の各号に該当する場合（有）の場合は不許可相当」、許可してはいけないということが書いてあるとご理解いただければと思います。

こちらをもとに、本日までご審議をよろしく願いいたします。

それでは、資料No.1にお戻りいただければと思います。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてでございます。

受付番号30-3-1。

（事務局より、申請人、申請地などについて報告）

以上でございます。

高橋会長 農地法第3条も珍しいんですが、非常に珍しい事案でございます。永井潔委員、説明をお願いいたします。

永井委員 4月19日、事務局2名と調査してまいりました。

本件につきましては、先程事務局から説明があったとおり、和解により、譲受人さんの真正な登記名義の回復を原因とする農地の所有権を移すために申請があったものでございます。対象農地につきましては、さん所有の生産緑地に隣接しており、現在は農業用倉庫棟と、の木が植わっております。農地法第3条許可の審査項目について、23ページの調査書に基づき、以下のとおりご報告いたします。項目に1つでも該当するものがあれば不許可となります。

まず、第1号、権利取得者またはその世帯員が効率的に利用していない場合、第2号、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、第3号、信託の引き受けによる権利取得の場合、以上3点につきましては該当いたしません。次に、第4号、常時従事要件、

これは権利を取得する者またはその世帯員の従事日数が原則150日以上なければならないというのですが、さん本人の従事日数は 日でありますので、十分に認められます。第5号、権利取得後の農地面積が30アールに達しない場合は不許可となりますが、

さんは権利取得後の所有地が合わせて m²となるので、この要件も満たしています。また、第6号、所有権以外の権限で耕作している者が転貸しようとする場合、また、第7号、周辺地域の農地の利用に支障が生じると認められる場合、これら2点について該当いたしません。よって、該当する項目は1つもなく、現地の肥培管理も全く問題がないものと思われまますので、許可に値するものと思います。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

(事務局より詳細説明、質疑応答)

高橋会長 よろしいですか。

それでは、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、許可することといたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が5件、農地法第5条は4件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧くださいと思います。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出等について。

全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号29-4-11。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.2-2をご覧くださいと思います。受付番号29-4-12。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2 - 3に移らせていただきます。受付番号29-4-13。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.2 - 4でございます。受付番号29-4-14。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2 - 5をご覧ください。受付番号29-4-15。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.3 - 1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について、全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号29-5-41。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.3 - 2、受付番号29-5-42。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

資料No.3 - 3、受付番号29-5-43。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.3 - 4、受付番号29-5-44。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 この件について質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 現況地目が宅地になっているところというのは、いつの間にか何か建物が建っていて、それを壊して、平地に直してこれから工事を始めるに当たってという解釈でいいんですか。

事務局 現況宅地と書いてありますので、建物は建っています。

高橋(良)委員 今でも建っていると。それを壊して、今度、新しくするのに当たって、地目を変えるという意味ですか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

高橋会長 ほかにないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件ございます。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。6件ございますので、順に審議いたします。

1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件を調査されましたのは山崎義清委員ですが、本日欠席されているため、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

事務局 事務局から代読させていただきます。

まず、4月18日に相続人のおじである さん立ち会いのもと、事務局2名と調査いたしました。先程事務局からの説明があったとおり、生産緑地の面積としては m^2 あるところでございますけれども、そちらの部分を今現在4名で共有しています。そのうち、相続人の持ち分 分の のみにおいて相続税納税猶予を適用してございます。なお、経営は相続人である さん及び立会人である さんと さんの3名で行っているところでございます。

農作物につきましては、これから夏野菜、スイカ、サトイモ等を生産し、自宅消費をするとともに、近隣の方たちに直売をしているところでございます。

また、耕作という部分において、肥培管理はできていると見させていただいたところでございます。

事務局から代読させていただきました。以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 これはよく分からないんですけども、 m^2 何がしを4名で共有していますよね。そのうちの 分の を納税猶予となっているんですけども、一番悩ましいところで、特定できないじゃないですか。例えば、四角で考えて、簡単に考えたら田の字に割って、それが 分の なんですけども、法律上 分の だけ納税猶予を受けるといのは、言葉では分かるんですけども、実際どういうふうに管理していくのか、その辺がちょっと分からないんですけども、ちょっと詳しく内容を教えてもらっていいですか。

事務局 まず、良治委員がおっしゃったとおり、 $\frac{1}{2}$ 分の 1000m^2 という部分については、その 1000m^2 の $\frac{1}{2}$ 分の部分だけやっていたらいいという考えは基本的には出てくるかもしれませんが、今回は分筆してある訳ではなく、そこが一体として生産緑地であるというところで、基本的に調査させていただく際にも全体を見させていただきま

高橋（良）委員 結局そうなっちゃいますか。

事務局 そうなります。見させていただくのは全体です。ただ、その部分の持ち分、納税猶予がかかっている部分についてはもちろん持ち分ということで $\frac{1}{2}$ 分の 1000m^2 だけなんですけれども、全体を調査させていただく中で肥培管理ができていない部分については注意させていただくというところでございます。

高橋（良）委員 そうすると、逆に考えたら、何で全部納税猶予を受けなかったのか。

高橋会長 それは勝手と言うと変ですけども、本人次第じゃないですか。

高橋（良）委員 納税猶予を受けるか受けないかは関係ないのか。

事務局 見させていただくに当たっては、分筆していないということもあるので、基本的には全体を見させていただくことになります。

高橋（良）委員 でも、この場合だと、 $\frac{1}{2}$ 分の 1000m^2 だけ受けるということは全体にかかってきちゃいますよね。

事務局 肥培管理についても、持ち分は $\frac{1}{2}$ 分の 1000m^2 ということでありましてけれども、見させていただく場合は基本的には全体でございます。

高橋（良）委員 今後、ちょっと大変ですよ。

佐藤（治）委員 よく分からないので、聞きたいんですけども、 $\frac{1}{2}$ 分の 1000m^2 の人が生産緑地を解除しちゃうなんて言ったら、 300m^2 もオーケーになりますけれども、今のままでいくとどうなっちゃうんですか。 $\frac{1}{2}$ 分の 1000m^2 を納税猶予を受ける訳でしょう。そうすると、今の法律だと全部が生産緑地なのか。

高橋（良）委員 だから、 1000m^2 が生産緑地になっているんですよ。

佐藤（治）委員 その中の 1000m^2 だけ納税猶予を受ける。そうすると、 $\frac{1}{2}$ 分の 1000m^2 の人が生産緑地を外しちゃったら……。

事務局 外す場合は、分筆してもらえないと思います。

佐藤（治）委員 でも、今の法律からいくと下限面積が 300m^2 だからだめということになっちゃう訳だよ。受けられないということにはならないの。

事務局 今もう世田谷区としても 300m^2 になっていますから、大丈夫です。

池亀委員 前の相続した時点ではなっていないですよ。500㎡だから。

事務局 おっしゃるとおりです。ただ、今の時点ではもう300㎡になっていますから。

池亀委員 300㎡になっていなければ、これはできないということだよ。

事務局 基本的に、市街化区域の中においては生産緑地でないと相続税納税猶予を受けられません。今回においては、分筆していないところであるので、納税猶予を受けた部分については、その持ち分だけで見ますということではありません。各々人で分のずつ持っていますというところなんです。もし、その部分を、例えば今、佐藤委員がおっしゃったように分の全部解除しますという話のときには分筆した上で分のだけ残して、分のを解除するしかないと思います。

ただ、今回については持ち分という話なので、調査をさせていただくのも全体的に見させていただきます。

高橋会長 これは耕作はどなたがしているんですか。

事務局 耕作につきましては、先程申し上げましたけれども、相続人であるさん、あと立ち会ってくださった相続人のさんであるさんです。

高橋会長 4人でやっている訳じゃないんだ。

事務局 3人でやっています。

永井委員 持っている人と耕作している人は、簡単に言うと別の人ということになりますか。

事務局 実際、違うケースがあります。その中の農地を管理していただくに当たっては、基本的に同じ経営体という形の中で、全員が所有者、全員がやっていないケースもあります。ただ家族経営体というところで見させていただいておりますので、そういうケースもあり得るかと思います。

佐藤（治）委員 そうすると、今度の貸借ができるようになると、こういう例は出てくるかも分からないね。

事務局 はっきりは今のところ分からないですけれども。

高橋会長 よろしいですか。それでは、意見も出尽くしたと思いますので、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 2をご覧くださいと思います。

第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました渡邊委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 4月18日に、事務局2名とともに調査を行いました。

農業経営につきましては、さんが主体なんですけれども、高齢でちょっと体力も落ちているということで、同居のさん、さらに近隣にさんがいらっしゃるということで、繁忙期には手伝われているということです。

伺ったときには、まだ夏野菜の準備ちょっと前ということですので、タマネギとネギ、あとスナップエンドウが野菜としては作付されておりました。メーンが、分のほどが果樹でウメとミカンなんです。ウメが本ほど、あとミカンが本ほどということで、残りの分の程度のところが野菜の作付地となっております。販売につきましては、ウメはさんが神奈川県内に持ち込んで販売されているということのようです。野菜につきましては自家消費がメーンということですが、残った分につきましては近隣の方々に売っておられるということです。

あと、肥培管理につきましては、果樹の方が下草が少しあるんですけれども、野菜地につきましては草もなく良好な管理がなされておりました。あと、気になりましたのは、自宅敷地と裏手の畑でかなり段差があるものですから、コンクリの階段を打っておまして、それが段ほどございます。それとあと、そんな小さなものではなかったんですけれども、プレハブの物置小屋も設置されてから年数がたっておりまして、特段、税務署から今まで指摘を受けたことはないということでした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 山崎義清委員は欠席でございますので、事務局でお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から代読させていただきます。

4月18日に、事務局2名と さんに面談を行いました。

経営は、さんが中心に行われ、さん、さんが手伝う状況でございます。農作物は、ジャガイモ、サトイモ、ハクサイを主に作り、自宅の直売及びファーマーズマーケットに出荷をしているというところでございます。肥培管理は徹底されており、草一つなく耕作されてございます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-4をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました田中光男委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 4月18日、さん立ち会いのもと、事務局2名と調査いたしました。農業経営は、主にさんと、あとさんが行っています。さんのところは、でも非常に珍しく体験農園をやっている場所でもあります。体験農園はこの畑の3分の1ぐらいです。農作物は、ブロッコリーとかキャベツ、調査したときは夏野菜が、まだハウ

スの中に苗があって、これからトマト、キュウリ、ナス、ピーマン等を植える準備をしていました。販売方法は、ほとんどファーマーズマーケットに出荷しております。あと、農協で生産部がやっている販売もやっております。肥培管理はほとんど草もなく、非常にきれいな畑でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。次に、5件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-5をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(宏)委員 4月19日に事務局2名と現地調査いたしました。さんに立ち会っていただきました。ご本人は高齢で、いらしたんですけれども、お話は伺えませんでした。経営はお2人とお手伝いさんを雇っており、週に3回来ていただいているそうです。栽培品目としては夏野菜で、トマト、キュウリ、ナス、エダマメ、トウモロコシをこれから準備していくようです。販売は、市場出荷をたまにいたしており、ほとんどが畑での直売になっているそうです。畑の肥培管理はとても良好でした。

以上になります。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。
最後に、6件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-6をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(宏)委員 4月19日に事務局2名と現地調査いたしました。 さんに立ち会っていただきました。労働力としては さんと さんが中心で、 さんがたまに手伝ってくれているそうです。栽培につきましては夏野菜で、トマト、キュウリ、エダマメを中心にやっているそうです。販売につきましては、こちらも畑による直売を中心に行っています。畑の状況の肥培管理も良好でした。

以上です。

高橋会長 では、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議します。1件ございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました田中光男委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 4月18日、事務局2名と さん立ち会いのもと調査いたしました。今年の 月 日に さんが亡くなりまして、亡くなるまで、高齢だったにもかかわらず

草取りとか、荷ごしらえ等もかなりしていたみたいなんです。小作関係の有無についてはありません。申請に係る紛争も何もありません。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、ありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成30年6月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の開催日時につきましては、5月31日木曜日午後3時から、会場はこちら、区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

6月の開催日時につきましては、6月29日金曜日午後3時から、会場は同じく区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、6月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、原案のとおりといたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

では、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。生産緑地の取得

のあっせん依頼でございます。

本件につきましては、前回、3月29日に開催されました第8回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。4月2日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買い取り申し出はなしということで結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で、協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(2)について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧くださいと思います。4月14日に開催されました第126回世田谷の花展覧会特別賞入賞者一覧のご報告でございます。

今回におきましても、多数のご出品をいただいた農家の皆様、ありがとうございました。その中で、今回、一覧ということでご報告させていただきます。

なお、入賞者につきましては、8月20日の月曜日、区役所第3庁舎ブライツホールにて開催される表彰式にて表彰される予定でございます。なお、世田谷区農業委員会会長賞につきましては、高橋会長に授与いただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、今度は資料No.9に移らせていただきます。平成30年度世田谷区農業委員会活動計画のご報告でございます。

昨年12月26日の火曜日に開催されました第5回農業委員会総会にて案としてお諮りした件でございます。今年2月に発行されました営農だよりにおいて本案を掲載する中で、一般の農家さんの意見を求め、結果、計画どおりに決定いたしましたことをご報告させていただきます。内容についてはご確認いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 何かご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ありませんね。それでは終了いたします。

以上で予定案件は全て終了いたしました。

全般的な事項について意見がありましたらご発言をお願いいたします。

菅沼委員 多分、世田谷区で農業関係で委員会というのはここだけなんです。それで、事務局がご存じのように、今、農業の10年計画というのを、代表者を含めやっている訳です。残念ながら会長が入っていないというのはなぜなのかちょっと分からないんですけども、やっぱり世田谷の農業に関することですから、その中の振興だとか方向性を、やっぱり皆さんがよろしかったら聞いておいた方がよろしいかなと思いますので、検討していただければと思います。

その10年計画の中で、世田谷の農地をどういうふうにやっていくのかというのが出てきますので、できましたら報告をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局 現在進行中でございまして、今、素案のたたき台を作っている最中でございまして。ですので、今度、6月に農業振興対策委員会にかけまして意見等を聴取するというところで、素案等ができました段階で皆様にお示しできればなと考えて、進行しているところでございます。具体的な話はそのあたりからお話しできればなと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

高橋会長 それでは、本日の農業委員会は終了といたします。ありがとうございました。筒井事務長から閉会の挨拶をお願いいたします。

(事務長 あいさつ)

午後4時14分閉会